

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）	○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年政令第百九十一号）	○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 削除 第三章 日本農林規格の制定（第七条―第十三条） 第四章 日本農林規格による格付 第一節 格付（第十四条―第十五条の七） 第二節 登録格付機関（第十六条―第十七条の五） 第三節 登録認定機関（第十七条の六―第十七条の九） 第四節 格付の表示の保護（第十八条―第十九条の二） 第五節 外国における格付（第十九条の二の二―第十九条の六） 第六節 登録外国格付機関（第十九条の六の二・第十九条の六の三） 第七節 登録外国認定機関（第十九条の六の四） 第八節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等（第十九条の七・第十九条の七の二） 第五章 品質表示等の適正化（第十九条の八―第十九条の十） 第六章 雑則（第二十条―第二十三条） 第七章 罰則（第二十四条―第二十七条） 附則 第一章 総則 （法律の目的） 第一条 この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の單純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 （定義等） 第二条 この法律で「農林物資」とは、次の各号に掲げる物資をいう。ただし、酒類並びに藥事法（昭和三十五年法律第百		

四十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品を除く。
一 飲食料品及び油脂

二 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資(前号に掲げるものを除く。)であつて、政令で定めるもの

2 この法律で「規格」とは、農林物資の品質(その形状、寸法、量目又は荷造り、包装等の条件を含む。以下同じ。)についての基準及びその品質に関する表示(名称及び原産地の表示を含み、栄養成分の表示を除く。以下同じ。)の基準をいう。

3 この法律で「日本農林規格」とは、第七条の規定により制定された規格であつて、次に掲げる農林物資の品質についての基準を内容とするものをいう。

一 品位、成分、性能その他の品質についての基準(次号に掲げるものを除く。)

二 生産の方法についての基準

4 前項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格は、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資について制定することができる。

5 この法律で「登録格付機関」、「登録認定機関」、「登録外国格付機関」又は「登録外国認定機関」とは、それぞれ第十六条第二項、第十七条の六第二項において準用する第十六条第二項、第十九条の六の二第二項において準用する第十六条第二項又は第十九条の六の四第二項において準用する第十六条第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。

第二章 削除

第三条から第六条まで 削除

第三章 日本農林規格の制定

(日本農林規格の制定)

第七条 農林水産大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、農林物資の種類を指定して、これについての規格を制定する。

2 前項の規格は、当該規格に係る農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者

(飲食料品及び油脂以外の農林物資)

第一条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項第二号の政令で定める物資は、いぐさ製品、はつか、生糸、一般材、押角、耳付材、電柱、枕木、合板(航空機用のものを除く。)、単板、床板及び木炭とする。

第一条から第十三条まで 削除

に準用する。

第九条の二 農林水産大臣は、第七条（前条において準用する場合を含む。）の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した日本農林規格がお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに審議会の審議に付し、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

（公示）

第十条 日本農林規格の制定、改正又は廃止は、その施行期日を定め、その期日の少くとも三十日前に公示してしなければならない。

2 日本農林規格の確認は、これを公示してしなければならない。

（日本農林規格の呼称の禁止）

第十一条 何人も、日本農林規格でない農林物資の規格について日本農林規格又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（規格の使用の制限）

第十二条 都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）又は登録格付機関は、日本農林規格の制定されている農林物資について格付を行うには、日本農林規格によらなければならない。ただし、第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が制定されている農林物資について同号に掲げる基準以外の品質についての基準によつて格付を行う場合は、この限りでない。

（公聴会）

第十三条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規格を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格の案について、公聴会を開いて利害関係人の意見をきくことができる。

（日本農林規格の制定等の公示）

第十五条 法第十条第一項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによつて行う。

- 一 農林物資の種類
- 二 制定又は改正の公示のときは、当該日本農林規格廃止の公示のときは、当該日本農林規格の告示の番号
- 三 制定、改正又は廃止の別
- 四 施行期日

2 法第十条第二項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによつて行う。

- 一 農林物資の種類
- 二 当該日本農林規格の告示の番号
- 三 当該日本農林規格が確認された旨

- 2 日本農林規格に実質的な利害関係を有する者は、日本農林規格がすべての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、又はその適用に当つて同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を附するものでないかどうかについて、農林水産大臣に公聴会の開催を請求することができる。
- 3 農林水産大臣は、前項の請求があつたときは、公聴会を開かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、公聴会において明らかにされた事実を検討し、日本農林規格の改正を必要と認めるときは、その改正について審議会の審議に付さなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、公聴会について必要な事項は、農林水産省令で定める。

(公聴会)

- 第十六条 法第十三条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書(正副三通)を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
 - 二 請求事項
 - 三 請求の理由
 - 四 意見
- 第十七条 農林水産大臣は、公聴会を開催しようとするときは、少くともその十日前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聞こうとする事項を公示しなければならない。
- 第十八条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で当該事項に対する賛否及びその理由を農林水産大臣に申し出なければならない。
- 第十九条 公聴会においてその意見を聞こうとする利害関係人(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者のうちから、農林水産大臣が定め、本人にその旨を通知する。
- 2 あらかじめ申し出た者のうちに、当該事項に対する賛成者及び反対者があるときは、その両方から公述人を選ばなければならない。
- 第二十条 公聴会は、農林水産大臣又はその指名する農林水産省の職員が、議長として主宰する。
- 第二十一条 公聴会には、議長が、そのつど指名する委員又は専門委員を出席させて意見を述べさせることができる。
- 第二十二条 公述人の発言は、当該事項の範囲をこえてはならない。
- 2 議長は、公述人の発言が当該事項の範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があつたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 第二十三条 第二十一条の規定により指名された委員又は専門委員は、公述人に対して質疑を行なうことができる。
- 2 公述人は、委員又は専門委員に対して質疑を行うことができない。
- 第二十四条 公述人は、議長の承認を得たときは、文書で意見を提示し、又は代理人に意見を述べさせることができる。

第四章 日本農林規格による格付

第一節 格付

(都道府県等の行う格付)

第十四条 都道府県は、条例で定めるところにより、農林物資について日本農林規格による格付を行つたときは、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に、日本農林規格により格付をしたことを示す特別な表示(以下「格付の表示」という。)を付することができる。センター又は登録格付機関が、農林物資について日本農林規格による格付けを行なつたときも、同様とする。

2 前項の格付は、次の各号に掲げる基準について、それぞれ当該各号に掲げる検査により行つものとする。

一 第二条第三項第一号に掲げる基準 農林水産省令で定めるところにより行つ当該農林物資についての検査

二 第二条第三項第二号に掲げる基準 農林水産省令で定めるところにより行つ当該農林物資の生産行程についての検査

3 第一項後段の規定によりセンター又は登録格付機関が行つ格付を受けようとする者は、政令で定めるところによりセンター又は当該登録格付機関が農林水産大臣の認可を受けて定める額の手数料をセンター又は当該登録格付機関に納付しなければならない。

4 格付の表示の様式及び表示の方法について必要な事項は、農林水産省令で定める。

(独立行政法人農林水産消費技術センター又は登録格付機関の行う格付に係る手数料の額の認可)

第三条 法第十四条第三項の規定による認可を受けようとする独立行政法人農林水産消費技術センター(以下「センター」という。)又は登録格付機関は、格付に関する業務の実施に要する費用の額に関し農林水産省令で定める事項及び認可を受けようとする手数料の額を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

一 手数料の額が当該格付に関する業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。

二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(農林物資についての検査の方法)

第二十五条 法第十四条第二項第一号の農林物資についての検査は、次に掲げるところによるものとする。

一 農林水産大臣の定めるところに従い、各個に又は抽出して行つこと。

二 抽出して行つ検査の場合における抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに別で告示で定めるところによること。

(農林物資の生産行程についての検査の方法)

第二十六条 法第十四条第二項第二号の農林物資の生産行程についての検査は、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定めるところに従い、当該農林物資の生産業者が作成する生産についての記録及びほ場又は事業所についての実地の調査その他の調査の結果により行つものとする。

(独立行政法人農林水産消費技術センター又は登録格付機関の行う格付に係る手数料の認可に係る申請書の記載事項)

第二十七条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令(昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。)第三条第一項の農林水産省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費、旅費(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。)、日当及び宿泊料の額並びに認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

(格付の義務)

第十四条の二 センターは、農林水産省令で定める種類の農林物資について格付を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その格付を行わなければならない。

2 前項の規定は、登録格付機関について準用する。この場合において、同項中「農林水産省令で定める」とあるのは、「登録に係る」と読み替えるものとする。

(製造業者等の行う格付)

第十五条 農林物資の製造又は加工（調整又は選別を含む。以下同じ。）を業とする者（以下「製造業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、その製造又は加工する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

と。

(都道府県等の行う格付の表示)

第二十八条 法第十四条第一項の格付の表示には、おおむね次に掲げる事項を記載するものとし、その様式及び表示の方法は、農林水産大臣が農林物資ごとに告示で定める。

一 日本農林規格という文字又はその略字

二 当該農林物資の名称

三 該当する日本農林規格の等級

四 格付の表示を付した都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）又は登録格付機関の名称

五 表示年月日

(センターが格付を行うべき農林物資の種類)

第二十八条の二 法第十四条の二第一項の農林水産省令で定める農林物資の種類は、生糸とする。

(製造業者の認定の申請)

第二十九条 法第十五条第一項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を農林水産大臣又は登録認定機関に提出してしなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 格付を行うとする農林物資の種類

三 当該農林物資の製造又は加工を行う工場又は事業所の名称及び所在地

四 第三十四条第一項各号に掲げる事項

五 その他参考となるべき事項

(認定製造業者の行う格付の表示)

第三十条 法第十五条第一項の格付の表示には、おおむね次に掲げる事項を記載するものとし、その様式及び表示の方法は、農林水産大臣が農林物資ごとに告示で定める。

一 日本農林規格という文字又はその略字

二 当該農林物資の名称

三 該当する日本農林規格の等級

2 農林物資の生産業者その他の農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「生産行程管理者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、ほ場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示（第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。）を付することができる。

四 格付の表示を付した認定製造業者（法第十五条の二第一項の認定製造業者をいう。以下同じ。）を認定した登録認定機関の名称（農林水産大臣が認定した場合にあつては、農林水産省）
五 表示年月日

（生産行程管理者）

第三十一条 法第十五条第二項の農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 当該農林物資の生産業者
- 二 当該農林物資の生産業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するもの
- 三 当該農林物資の販売業者であつて当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するもの

（生産行程管理者の認定の申請）

第三十二条 法第十五条第二項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を農林水産大臣又は登録認定機関に提出してしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 格付を行おうとする農林物資の種類
- 三 当該農林物資の生産を行うほ場又は事業所の名称及び所在地
- 四 第三十四条第二項各号に掲げる事項
- 五 その他参考となるべき事項

（認定生産行程管理者の行う格付の表示）

第三十三条 第三十条の規定は、法第十五条第二項の規定により付される格付の表示について準用する。

（製造業者等の認定の技術的基準）

第三十四条 法第十五条第一項の認定の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

- 一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設
 - 二 品質管理の実施方法
 - 三 品質管理を担当する者の資格及び人数
 - 四 格付の組織及び実施方法
 - 五 格付を担当する者の資格及び人数
- 2 法第十五条第二項の認定の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。
- 一 生産及び保管に係る施設
 - 二 生産行程の管理又は把握の実施方法

3 前二項の認定を受けた農林物資の製造業者又は生産行程管理者は、その表示を能率的に行うため特に必要があるときは、これらの規定による格付前に、当該認定に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付しておくことができる。	4 前項の規定により当該物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付された農林物資は、第一項又は第二項の規定による格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。	5 第三項の規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付した農林物資の製造業者又は生産行程管理者は、その表示が、当該農林物資に係る第一項又は第二項の規定による格付の結果と一致しないことが明らかとなつたときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。	6 第一項及び第二項の認定の技術的基準は、農林水産省令で定める。	7 第一項又は第二項の規定により農林水産大臣が行う認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。	8 第一項又は第二項の規定により登録認定機関が行う認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより当該登録認定機関が農林水産大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録認定機関に納付しなければならない。	9 第十四条第二項の規定は、第一項又は第二項の格付について準用する。	(承継) 第十五条の二 前条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者(以下「認定製造業者」という。)が当該認定に係る農林物資の製造若しくは加工の事業の全部を譲渡したとき、又は同条第二項の認定を受けた農林物資の生産行程管理者(以下「認定生産行程管理者」という。)が当該認定に係る農林物資
				(登録認定機関の行う製造業者等の認定に係る手数料の額の認可) 第五条 法第十五条第八項の規定による認可を受けようとする登録認定機関は、認定に関する業務の実施に要する費用の額に關し農林水産省令で定める事項及び認可を受けようとする手数料の額を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。	2 第三条第二項の規定は、前項の認可について準用する。		
				(農林水産大臣の行う製造業者等の認定に係る手数料) 第四条 法第十五条第七項の政令で定める額は、一件につき二十万九千百円とする。			
				(製造業者等の認定に係る手数料の認可に係る申請書の記載事項) 第三十五条 第二十七条の規定は、令第五条第一項の農林水産省令で定める事項について準用する。			
				(農林物資の製造業者等の行う検査の方法) 第三十六条 第二十五条の規定は法第十五条第九項において準用する法第十四条第二項第一号の検査について、第二十六条の規定は法第十五条第九項において準用する法第十四条第二項第二号の検査について、それぞれ準用する。			
				三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数 四 格付の実施方法 五 格付を担当する者の資格及び人数			

の格付の事業の全部を譲渡したときは、その事業の全部を譲り受けた者は、その認定製造業者又は認定生産行程管理者の地位を承継する。

2 認定製造業者が当該認定に係る農林物資の製造若しくは加工の事業の全部を承継させる分割をしたとき、又は認定生産行程管理者が当該認定に係る農林物資の格付の事業の全部を承継させる分割をしたときは、その事業の全部を承継した法人は、その認定製造業者又は認定生産行程管理者の地位を承継する。

3 認定製造業者又は認定生産行程管理者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認定製造業者又は認定生産行程管理者の地位を承継する。

4 前三項の規定により認定製造業者又は認定生産行程管理者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（事業の廃止の届出）

第十五条の三 認定製造業者が当該認定に係る農林物資の製造若しくは加工の事業を廃止したとき、又は認定生産行程管理者が当該認定に係る農林物資の格付の事業を廃止したときは、当該認定製造業者又は認定生産行程管理者は、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（認定の失効）

第十五条の四 認定製造業者が当該認定に係る農林物資の製造若しくは加工の事業を廃止したとき、又は認定生産行程管理者が当該認定に係る農林物資の格付の事業を廃止したときは、当該認定製造業者に係る第十五条第一項の認定又は当該認定生産行程管理者に係る同条第二項の認定は、その効力を失う。

（認定の取消し等）

第十五条の五 農林水産大臣は、認定製造業者又は認定生産行程管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第十五条第四項若しくは第五項、第十八条第一項若しくは第三項又は第十九条の規定に違反したとき。
- 二 第十五条第六項の技術的基準に適合しなくなつたとき。
- 三 第十九条の二の規定による命令に違反したとき。

四 第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 不正な手段により第十五条第一項又は第二項の認定を受けたとき。

2 前項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

（小分け業者による格付の表示）

第十五条の六 農林物資の小分けを業とする者（小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、格付の表示（第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。以下この項及び第十九条の三の二において同じ。）の付してある当該認定に係る農林物資（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。同条において同じ。）について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

2 第十五条第六項から第八項までの規定は前項の認定について、第十五条の二から前条までの規定は同項の認定を受けた農林物資の小分け業者（以下「認定小分け業者」という。）について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第十五条第四項若しくは第五項、第十八条第一

（農林水産大臣の行う小分け業者の認定に係る手数料）

第六条 法第十五条の六第二項において準用する法第十五条第七項の政令で定める額は、一件につき十四万四千六百円とする。

（登録認定機関の行う小分け業者の認定に係る手数料の額の認可）

（小分け業者の認定の申請）

第三十七条 法第十五条の六第一項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を農林水産大臣又は登録認定機関に提出してしなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 格付の表示を付そうとする農林物資の種類

三 当該農林物資の小分けを行う事業所の名称及び所在地

四 第三十九条各号に掲げる事項

五 その他参考となるべき事項

（認定小分け業者の行う格付の表示）

第三十八条 第三十条の規定は、法第十五条の六第一項の規定により付される格付の表示について準用する。

（小分け業者の認定の技術的基準）

第三十九条 法第十五条の六第一項の認定の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

一 小分けし及び格付の表示を付するための施設

二 小分けの実施方法

三 小分けを担当する者の資格及び人数

四 格付の表示を付する組織及び実施方法

五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

（小分け業者の認定に係る手数料の認可に係る申請書の記載事項）

項」とあるのは、「第十八条第一項」と読み替えるものとする。

（輸入業者による格付の表示）

第十五条の七 第十九条の十第一項に規定する指定農林物資（以下この条及び第十八条第一項第四号において「指定農林物資」という。）の輸入業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び指定農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、農林水産省令で定める事項が記載されている証明書又はその写しが添付されている当該認定に係る指定農林物資について、その輸入する当該指定農林物資又はその包装 容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

第七条 第五条の規定は、法第十五条の六第二項において準用する法第十五条第八項の規定による認可について準用する。

第四十条 第二十七条の規定は、令第七条において準用する令第五条第一項の農林水産省令で定める事項について準用する。

（輸入業者の認定の申請）

第四十一条 法第十五条の七第一項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を農林水産大臣又は登録認定機関に提出してしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 格付の表示を付そうとする指定農林物資の種類
- 三 当該指定農林物資の輸入を行う事業所の名称及び所在地
- 四 第四十四条各号に掲げる事項
- 五 その他参考となるべき事項

（認定輸入業者の行う格付の表示）

第四十二条 第三十条の規定は、法第十五条の七第一項の規定により付される格付の表示について準用する。

（証明書に記載すべき事項）

第四十三条 法第十五条の七第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 証明書を発行したものの名称及び住所
- 二 証明書の発行年月日
- 三 証明に係る指定農林物資の種類及び量
- 四 当該指定農林物資に係る生産行程管理者（法第十五条第二項の生産行程管理者をいう。以下同じ。）の認定に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所
- 五 当該指定農林物資について格付が行われたものである旨

（輸入業者の認定の技術的基準）

第四十四条 法第十五条の七第一項の認定の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が指定農林物資の種類ごとに定めるものとする。

- 一 輸入品の受入れ及び保管のための施設
- 二 輸入品の受入れ及び保管の実施方法
- 三 輸入品の受入れ及び保管を担当する者の資格及び人数
- 四 格付の表示を付する組織及び実施方法
- 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

（指定農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国）

第四十五条 法第十五条の七第二項の農林水産省令で定める国は、第五十六条第四号に規定する有機農産物及び有機農産物加工食品について

2 前項の証明書は、外国（当該指定農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格

付の制度を有している国として農林水産省令で定めるものに限る。）の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによつて発行されたものに限る。

3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、遅滞なく当該指定に係る外国の政府機関に準ずるものの名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

4 第十五条第六項から第八項までの規定は第一項の認定について、第十五条の二から第十五条の五までの規定は同項の認定を受けた指定農林物資の輸入業者（以下「認定輸入業者」という。）について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第十五条第四項若しくは第五項、第十八条第一項」とあるのは、「第十八条第一項」と読み替えるものとする。

第二節 登録格付機関

（登録格付機関の登録）

第十六条 登録格付機関の登録を受けようとする者（外国にある事業所により第十四条第一項の格付を行おうとする者を除く。）は、農林水産省令で定める手続に従い、農林物資の種類ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

（農林水産大臣の行う輸入業者の認定に係る手数料）
第八条 法第十五条の七第四項において準用する法第十五条第七項の政令で定める額は、一件につき十三万五千三百円とする。

（登録認定機関の行う輸入業者の認定に係る手数料の額の認可）
第九条 第五条の規定は、法第十五条の七第四項において準用する法第十五条第八項の規定による認可について準用する。

（登録格付機関の登録手数料）

第十条 法第十六条第一項の政令で定める額は、農林物資の各種類について四万五千五百円とする。

、アイスランド、アメリカ合衆国、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル及びルクセンブルクとする。

（農林水産大臣の指定する外国の政府機関に準ずるものの公示）

第四十六条 法第十五条の七第三項の農林水産省令で定める事項は次に掲げるとおりとし、同項に規定する公示は官報に掲載することにより行う。

- 一 外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
- 二 外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類

（輸入業者の認定に係る手数料の認可に係る申請書の記載事項）
第四十七条 第二十七条の規定は、令第九条において準用する令第五条第一項の農林水産省令で定める事項について準用する。

（登録）

第四十八条 法第十六条第一項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に手数料に相当する額の収入印紙をはり付け、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
 - 二 格付を行おうとする農林物資の種類
 - 三 格付を行おうとする区域
 - 四 格付を行う事業所の所在地
 - 五 法第十六条第二項第一号の規定により農林水産大臣が定めた基準に適合する機械器具その他の設備及びその所在場所
 - 六 法第十六条第二項第一号の規定により農林水産大臣が定めた基準に適合する資格を有する者の数
 - 七 法第十六条第三項各号のいずれかに該当する事実の有無
 - 八 格付に関する業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の概要及び当該業務と格付を行う農林物資との関連
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 一 前項第六号に規定する者の履歴書

2 農林水産大臣は、前項の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合していると認められるときは、農林水産省令で定めるところにより、その登録をしなければならぬ。

一 当該申請に係る農林物資の格付のために使用する機械器具その他の設備並びにその格付に従事する者の資格及び人員が、これらの事項について農林水産大臣が定める基準に適合するものであること。

二 当該申請をした者が、当該申請に係る農林物資の格付を適確かつ円滑に行うのに十分な経理的基礎を有する法人であること。

三 役員、法人の種類に応じて農林水産省令で定める構成員又は職員の構成が、格付の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 格付に関する業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて格付が不公正になるおそれがないものであること。

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録格付機関の登録を受けることができない。

一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなつた日から一年を経過しないものの

二 第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の

二 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これらに準ずるもの）

三 役員の氏名及び住所を記載した書類

四 直近の財産目録又は貸借対照表

五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類

六 第五十一条各号に掲げる法人の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構成員の氏名又は名称

七 前号に規定する構成員のうち事業を行つているものがある場合には、当該事業の概要及び当該事業と格付を行う農林物資との関連

第四十九条 法第十六条第二項の登録は、別記様式第一号による登録台帳に記帳するほか、別に農林水産省令で定めるところにより行う。

第五十条 農林水産大臣は、法第十六条第二項第一号に規定する基準を定めたときは、告示するものとする。

（登録格付機関の構成員）

第五十一条 法第十六条第二項第三号の農林水産省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定に基づき設立された社団法人、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十三条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和十五年法律第七十四号）第一条第一項の有限会社 社員

二 商法第五十三条の株式会社 株主

三 その他の法人 当該法人の種類に応じて前二号に掲げる者に準ずる者

三 第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない法人	三 第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第一項から第三項までの規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から一年を経過しないものが業務を行う役員となつてゐる法人
4 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。	一 登録年月日及び登録番号 二 登録格付機関の名称及び住所 三 登録格付機関が格付を行う農林物資の種類 四 登録格付機関が格付を行う区域及び格付を行う登録格付機関の事業所の所在地
5 農林水産大臣は、第二項の登録をしたときは、遅滞なく前項に掲げる事項を公示しなければならない。	6 登録格付機関は、第四項第二号若しくは第四号に掲げる事項を変更したとき、又はその登録に係る農林物資の格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
7 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。	(登録の更新) 第十七条 登録格付機関の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。
2 前条第一項から第五項までの規定は、前項の更新について準用する。	3 農林水産大臣は、第一項の規定により登録格付機関の登録が効力を失つたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。
(格付業務規程) 第十七条の二 登録格付機関は、日本農林規格による格付に関する業務に関する規程(以下「格付業務規程」という。)を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	2 格付業務規程で定めるべき事項は、農林水産省令で定める。

(登録格付機関の登録の有効期間) 第十一条 法第十七条第一項の政令で定める期間は、五年とする。	(登録格付機関の登録更新手数料) 第十二条 法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の政令で定める額は、農林物資の各種類について三万二千二百円とする。
--	--

(登録格付機関の登録の更新に係る準用) 第五十二条 第四十八条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の規定による登録の更新の申請について、第四十九条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十六条第二項の規定による登録の更新について、第五十条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十六条第二項第一号に規定する基準について、前条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十六条第二項第三号の農林水産省令で定める構成員について、それぞれ準用する。	(登録格付機関の格付業務規程の記載事項) 第五十三条 法第十七条の二第二項の格付業務規程で定めるべき事項は
--	--

3 農林水産大臣は、第一項の認可をした格付業務規程が格付の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、その格付業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)
第十七条の三 登録格付機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、日本農林規格による格付に関する業務に關し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録格付機関の登録の取消し)

第十七条の四 農林水産大臣は、登録格付機関が第十六条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、登録格付機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて日本農林規格によつて行う格付の停止を命ずることができる。

一 第十六条第二項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 第十七条の二第一項の認可を受けた格付業務規程によらないで日本農林規格による格付を行つたとき。

三 不正な手段により第十六条第二項の登録を受けたとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

3 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録格付

、次のとおりとする。

一 事業所の所在地及びその事業所において格付の業務を行う区域に關する事項

二 格付を行う農林物資の種類

三 格付の業務を行う時間及び休日に関する事項

四 格付の業務の実施方法に関する事項

五 手数料に関する事項

六 格付の業務を行う組織に関する事項

七 格付の業務を行う者の職務に関する事項

八 格付の業務の公正な実施のために必要な事項

九 その他格付の業務に關し必要な事項

(登録格付機関の帳簿)

第五十四条 登録格付機関は、次項に掲げる事項を農林物資の種類ごとに記載した帳簿を、格付を行つた日の属する事業年度の末日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 法第十七条の三の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 格付を申請した者の氏名又は名称及び住所

二 格付の申請を受理した年月日

三 格付を行つた年月日

四 格付の数量

五 格付の結果

六 格付に従事した者の氏名

機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る農林物資の格付に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその格付に関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4 農林水産大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

5 第十五条の五第二項の規定は、第一項から第三項までの規定による登録の取消しに係る聴聞について準用する。

(日本農林規格登録格付機関という名称の使用の禁止)

第十七条の五 登録格付機関でない者は、日本農林規格登録格付機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 登録格付機関は、その登録した農林物資以外の農林物資については、日本農林規格登録格付機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第三節 登録認定機関

(登録認定機関の登録)

第十七条の六 登録認定機関の登録を受けようとする者(外国にある事業所により第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の六第一項、第十五条の七第一項、第十九条の三又は第十九条の三の二の認定(以下この節及び第二十条第一項において単に「認定」という。)を行おうとする者を除く。)は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

(登録認定機関の登録手数料)

第十三条 法第十七条の六第一項の政令で定める額は、同項の農林水産省令で定める各区分について九万五千四百円とする。

(登録認定機関の登録)

第五十五条 法第十七条の六第一項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に手数料に相当する額の収入印紙をはり付け、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 名称及び住所

二 認定を行う事業所の所在地

三 認定を行おうとする農林物資の区分(当該区分に属する農林物資のうち一部のものについて認定を行おうとする場合にあっては、農林物資の種類)

四 認定を行おうとする区域

五 法第十七条の六第二項において読み替えて準用する法第十六条第二項第一号の規定により農林水産大臣が定めた基準に適合する資格を有する者の数

六 認定の業務の管理に関する事項

七 法第十七条の六第二項において読み替えて準用する法第十六条第二項各号のいずれかに該当する事実の有無

八 認定の業務以外の業務を行っている場合には、当該事業の概要及び当該業務と認定を行う農林物資との関連

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 前項第五号に規定する者の履歴書

二 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これらに準ずるもの)

2 第十四条の二第一項、第十六条第二項から第七項まで及び第十七条から第十七条の四までの規定は、登録認定機関について準用する。この場合において、第十四条の二第一項中「農林水産省令で定める」とあるのは、「登録に係る」と、第十六条第二項第一号中「農林物資の格付のために使用する機械器具その他の設備並びにその格付に従事する者の資格及び人員が、これらの事項について」とあるのは、「認定の業務に従事する者の資格及び人員並びに認定の業務の管理に関する事項が」と、同条第三項第二号及び第三号中「第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第一項から第三項まで」とあるのは、「第十七条の六第二項において準用する第

(登録認定機関の登録の有効期間)
第十四条 法第十七条の六第二項において準用する法第十七条の第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(登録認定機関の登録更新手数料)
第十五条 法第十七条の六第二項において準用する法第十七条の二項において準用する法第十六条第一項の政令で定める額は、法第十七条の六第一項の農林水産省令で定める各区分について八万四千四百円とする。

- 三 役員の氏名及び住所を記載した書類
- 四 直近の財産目録又は貸借対照表
- 五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類
- 六 第五十一条各号に掲げる法人の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構成員の氏名又は名称
- 七 前号に規定する構成員のうち事業を行つているものがある場合には、当該事業の概要及び当該事業と認定を行う農林物資との関連

(登録認定機関の登録の区分)
第五十六条 法第十七条の六第一項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 飲食料品(第四号に掲げるものを除く。)
- 二 生糸
- 三 一般材、押角、耳付材、合板(航空機用のものを除く。)、単板及び床板
- 四 地鶏肉、有機農産物(当該農産物の生産に用いた種苗は種又は植付けの二年前(多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前)から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材(使用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定めるものを除く。以下この号において「化学農薬等」という。))を使用しないほ場(当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。))において収穫された農産物(農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。))をいう。以下同じ。))及び有機農産物加工食品(専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品(農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。))をいう。以下同じ。))

(登録台帳への記帳)
第五十七条 法第十七条の六第二項において準用する法第十六条第二項の登録は、別記様式第二号による登録台帳に記帳するほか、別に農林水産省令で定めるところにより行う。

(登録認定機関の登録に係る準用)
第五十八条 第五十条の規定は法第十七条の六第二項において準用する法第十六条第二項第一号に規定する基準について、第五十一条の規定は法第十七条の六第二項において準用する法第十六条第二項第三号の農林水産省令で定める構成員について、それぞれ準用する。

(登録認定機関の登録の更新に係る準用)

十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の四第二項において準用する第十九条の六の三第一項から第三項まで」と、同条第六項中「第四項第二号若しくは第四号」とあるのは「第四項第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。

第五十九条 第五十条の規定は法第十七条の六第二項において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第二項第一号に規定する基準について、第五十一条の規定は法第十七条の六第二項において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第二項第三号の農林水産省令で定める構成員について、第五十五条の規定は法第三十七条の六第二項において準用する法第十七条第二項において準用する法第十七条の六第二項の登録の更新の申請について、第五十七条の規定は法第十七条の六第二項において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第二項の登録の更新について、それぞれ準用する。

（登録認定機関の認定業務規程の記載事項）

第六十条 法第十七条の六第二項において準用する法第十七条の二第二項の格付業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 事業所の所在地及びその事業所において認定の業務を行う区域に関する事項
- 二 認定を行う農林物資の区分（当該区分に属する農林物資のうち一部のものについて認定を行う場合にあつては、農林物資の種類）
- 三 認定の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 四 認定の業務の実施方法に関する事項
- 五 認定を受けた製造業者（法第十五条第一項の製造業者をいう。以下同じ。）、生産行程管理者、小分け業者（法第十五条の六第一項の小分け業者をいう。以下同じ。）、輸入業者、外国製造業者（法第十八条第一項第五号の外国製造業者をいう。以下同じ。）、外国生産行程管理者（法第十八条第一項第六号の外国生産行程管理者をいう。以下同じ。）、又は外国小分け業者（法第十八条第一項第七号の外国小分け業者をいう。以下同じ。）の調査に関する事項
- 六 手数料に関する事項
- 七 認定の業務を行う組織に関する事項
- 八 認定の業務を行う者の職務に関する事項
- 九 認定の業務の公正な実施のために必要な事項
- 十 その他認定の業務に関し必要な事項

（登録認定機関の帳簿）

第六十一条 登録認定機関は、次項に掲げる事項を農林物資の種類ごとに記載した帳簿を保存しなければならない。

2 法第十七条の六第二項において準用する法第十七条の三の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 認定を申請した者の氏名又は名称及び住所
- 二 認定を申請した者の製造業者、生産行程管理者、小分け業者、輸入業者、外国製造業者、外国生産行程管理者又は外国小分け業者の別

三 認定の申請を受理した年月日

(農林水産大臣に対する報告)
第十七条の七 登録認定機関は、認定を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(秘密保持義務等)

第十七条の八 登録認定機関の役員若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、認定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
2 認定の業務に従事する登録認定機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(日本農林規格登録認定機関という名称の使用の禁止)

第十七条の九 登録認定機関でない者は、日本農林規格登録認定機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 登録認定機関は、その登録した農林物資以外の農林物資については、日本農林規格登録認定機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第四節 格付の表示の保護

(格付の表示の禁止)

第十八条 都道府県、センター、登録格付機関及び登録外国格付機関以外の者は、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 認定製造業者が第十五条第一項又は第三項の規定に基づき、その製造若しくは加工に係る農林物資又はその包装、

- 四 認定の申請に係る農林物資の種類
- 五 認定の申請に係る工場、事業所又はほ場の名称及び所在地
- 六 認定をするかどうかを決定した年月日
- 七 前号の決定の結果
- 八 認定に従事した者の氏名

(認定の報告)

第六十二条 登録認定機関は、法第十五条第一項若しくは第二項、法第十五条の六第一項、法第十五条の七第一項、法第十九条の三第一項若しくは第二項又は法第十九条の三の二の認定をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

- 一 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 認定に係る者の製造業者、生産行程管理者、小分け業者、輸入業者、外国製造業者、外国生産行程管理者又は外国小分け業者の別
- 三 認定に係る農林物資の種類
- 四 認定に係る工場、ほ場又は事業所の名称及び所在地
- 五 認定の年月日

容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

二 認定生産行程管理者が第十五条第二項又は第三項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

三 認定小分け業者が第十五条の六第一項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付の表示を付する場合

四 認定輸入業者が第十五条の七第一項の規定に基づき、その輸入に係る指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

五 外国製造業者（外国において本邦に輸出される農林物資の製造又は加工を業とする者をいう。以下同じ。）が第十九条の三第一項又は第十九条の五第二項において準用する第十五条第三項の規定に基づき、その製造若しくは加工に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

六 外国生産行程管理者（外国において本邦に輸出される農林物資の生産業者その他の当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）が第十九条の三第二項又は第十九条の五第二項において準用する第十五条第三項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

七 外国小分け業者（外国において本邦に輸出される農林物資の小分けを業とする者（小分けして自ら販売することを業とする者を含む。）をいう。以下同じ。）が第十九条の三の二の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付の表示を付する場合

2 都道府県、センター、登録格付機関又は登録外国格付機関は、第十四条第一項又は第十九条の二の二の規定による格付を行った場合でなければ、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付してはならない。

3 何人も、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

（包装材料等の再使用の制限）

第十九条 格付の表示の付してある包装材料又は容器は、その格付の表示を除去し、又は抹消した後でなければ、再び農林物資の包装材料又は容器として使用してはならない。

（外国生産行程管理者）

第六十三条 第三十一条の規定は、法第十八条第一項第六号の外国生産行程管理者について準用する。

(改善命令等)

第十九条の二 農林水産大臣は、登録格付機関の行う第十四条第一項の規定による格付(格付の表示を含む。)、認定製造業者若しくは認定生産行程管理者の行う第十五条第一項若しくは第二項の規定による格付(認定製造業者又は認定生産行程管理者の行う同条第一項から第三項までの規定による格付の表示を含む。)、認定小分け業者の行う第十五条の六第一項の規定による格付の表示又は認定輸入業者の行う第十五条の七第一項の規定による格付の表示が適当でないとき、当該登録格付機関、認定製造業者若しくは認定生産行程管理者、認定小分け業者又は認定輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

第五節 外国における格付

(登録外国格付機関の行う格付)

第十九条の二の二 登録外国格付機関は、外国において農林物資について日本農林規格による格付を行ったときは、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に、格付の表示を付することができる。

(外国製造業者等の行う格付)

第十九条の三 外国製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その製造又は加工する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

(登録外国格付機関の行う格付に係る準用)

第六十四条 第二十五条の規定は法第十九条の五第一項において準用する法第十四条第二項第一号の検査について、第二十六条の規定は法第十九条の五第一項において準用する法第十四条第二項第二号の検査について、第二十七条の規定は令第十六条において準用する令第三条第一項の農林水産省令で定める事項について、それぞれ準用する。

(登録外国格付機関の行う格付の表示)

第六十五条 第二十八条の規定は、法第十九条の二の二の規定により付される格付の表示について準用する。

(外国製造業者の認定の申請)

第六十六条 第二十九条の規定は、法第十九条の三第一項の認定の申請について準用する。この場合において、第二十九条中、「又は登録認定機関」とあるのは、「登録認定機関又は登録外国認定機関」と、同条第四号中、「第三十四条第一項各号」とあるのは、「第七十条において準用する第三十四条第一項各号」と読み替えるものとする。

(認定外国製造業者の行う格付の表示)

第六十七条 第三十条の規定は、法第十九条の三第一項の規定により付される格付の表示について準用する。

(外国生産行程管理者の認定の申請)

2 外国生産行程管理者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある場合又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示（第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。）を付することができる。）

（外国小分け業者による格付の表示）

第十九条の三の二 外国小分け業者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、格付の表示の付してある当該認定に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

（格付の表示の禁止）

第十九条の四 登録外国格付機関、第十九条の三第一項の認定を受けた外国製造業者（以下「認定外国製造業者」という。）は、同条第二項の認定を受けた外国生産行程管理者（以下「認定外国生産行程管理者」という。）又は前条の認定を受けた外国小分け業者（以下「認定外国小分け業者」という。）は、第十八条第一項第五号から第七号までに掲げる場合を除き、本邦に輸出される農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（準用）

第十九条の五 第十四条第二項及び第三項の規定は、第十九条の二の二の格付について準用する。

2 第十四条第二項及び第十五条第三項から第五項までの規定は、認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあ

第六十八条 第三十二条の規定は、法第十九条の三第二項の申請について準用する。この場合において、第三十二条中「又は登録認定機関」とあるのは、「登録認定機関又は登録外国認定機関」と、同条第四号中「第三十四条第二項各号」とあるのは、「第七十条において準用する第三十四条第二項各号」と読み替えるものとする。

（認定外国生産行程管理者の行う格付の表示）

第六十九条 第三十条の規定は、法第十九条の三第二項の規定により付される格付の表示について準用する。

（外国製造業者等の認定の技術的基準）

第七十条 第三十四条の規定は、法第十九条の三第一項及び第二項の認定について準用する。

（外国小分け業者の認定に係る準用）

第七十一条 第三十七条及び第三十九条の規定は、法第十九条の三の二の認定について準用する。この場合において、第三十七条中「又は登録認定機関」とあるのは、「登録認定機関又は登録外国認定機関」と、同条第四号中「第三十九条各号」とあるのは、「第七十一条において準用する第三十九条各号」と読み替えるものとする。

（認定外国小分け業者の行う格付の表示）

第七十二条 第三十条の規定は、法第十九条の三の二の規定により付される格付の表示について準用する。

（登録外国格付機関の行う格付に係る手数料の額の認可）

第十六条 第三条の規定は、法第十九条の五第一項において準用する法第十四条第三項の規定による認可について準用する。

（外国製造業者等の行う農林物資の検査方法に係る準用）

第七十三条 第二十五条の規定は法第十九条の五第二項において準用する法第十四条第二項第一号の検査について、第二十六条の規定は法第十九条の五第二項において準用する法第十四条第二項第二号の検査に

るのは、「第十九条の三」と読み替えるものとする。

3 第十五条第六項から第八項までの規定は、第十九条の三又は第十九条の三の二の認定について準用する。この場合において、同項中「登録認定機関」とあるのは、「登録認定機関又は登録外国認定機関」と読み替えるものとする。

(農林水産大臣の行う外国製造業者等の認定に係る手数料)
第十七条 法第十九条の三の認定に係る法第十九条の五第三項において準用する法第十五条第七項の政令で定める額は、一件につき、十六万九千五百円に、職員二人が法第十九条の三の認定の審査のため当該審査に係る工場、ほ場又は事業所の所在地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、これらの職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に關し必要な細目は、農林水産省令で定める。

(農林水産大臣の行う外国小分け業者の認定に係る手数料)
第十八条 法第十九条の三の二の認定に係る法第十九条の五第三項において準用する法第十五条第七項の政令で定める額は、一件につき、十万四百円に、職員二人が法第十九条の三の二の認定の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するとした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合には、前条後段の規定を準用する。

(登録認定機関又は登録外国認定機関の行う外国製造業者等の認定に係る手数料の額の認可)
第十九条 第五条の規定は、法第十九条の五第三項において準用する法第十五条第八項の規定による認可について準用する。

ついて、それぞれ準用する。

(外国製造業者等の認定に係る旅費の額の計算の細目)
第七十四条 令第十七条の旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 認定の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)
- 二 第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。
- 三 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しないこと。
- 四 認定の審査を実施する日数については、三日とすること。
- 五 旅費法第六条第一項の旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。

(外国小分け業者の認定に係る旅費の額の計算の細目)
第七十五条 前条の規定は、令第十八条において準用する令第十七条後段の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第三号中「三日」とあるのは、「二日」と読み替えるものとする。

(外国製造業者等の認定の業務に係る費用に関する申請書の記載事項)
第七十六条 第二十七条の規定は、令第十九条において準用する令第五条第一項の農林水産省令で定める事項について準用する。

(外国製造業者等の公示)

第七十七条 農林水産大臣は、法第十九条の三又は法第十九条の三の二の認定をしたときは、次に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

- 一 認定に係る外国製造業者、外国生産行程管理者又は外国小分け業者の氏名又は名称及び住所
- 二 格付の表示を付することができる農林物資の種類
- 三 当該認定に係る工場、事業所又はほ場の名称及び所在地
- 四 認定の年月日

2 農林水産大臣は、法第十九条の五第四項において準用する法第十五条の二第三項(法第十五条の六第二項において準用する場合を含む)。

4 第十五条の二から第十五条の四まで、第十九条及び第十九条の二の規定は、認定外国製造業者、認定外国生産行程管理

者又は認定外国小分け業者について準用する。この場合において、第十九条中「再び農林物資」とあるのは「再び、本邦に輸出される農林物資」と、第十九条の二中「認定製造業者若しくは認定生産行程管理者の行う第十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「認定外国製造業者若しくは認定外国生産行程管理者の行う第十九条の三」と、「認定製造業者又は認定生産行程管理者の行う同条第一項から第三項まで」とあるのは「認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者の行う同条又は第十九条の五第二項において準用する第十五条第三項」と、「認定小分け業者の行う第十五条の六第一項」とあるのは「認定外国小分け業者の行う第十九条の三の二」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(外国製造業者等の公示)

第十九条の五の二 農林水産大臣は、第十九条の三若しくは第十九条の三の二の認定をしたとき、前条第四項において準用する第十五条の二第四項若しくは第十五条の三の届出があつたとき又は第十九条の六の四第二項において準用する第十七条の七の規定により報告を受けたときは、遅滞なく、当該認定、届出又は報告に係る外国製造業者、外国生産行程管理者又は外国小分け業者の氏名又は名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

(外国製造業者等に係る認定の取消し等)

第十九条の六 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、第十九条の三又は第十九条の三の二の認定を取り消すことができる。

(届出があつたときは、次に掲げる事項を官報に公示しなければならない。)

- 一 認定外国製造業者(法第十九条の四の認定外国製造業者をいう。以下同じ。)、認定外国生産行程管理者(法第十九条の四の認定外国生産行程管理者をいう。以下同じ。))又は認定外国小分け業者(法第十九条の四の認定外国小分け業者をいう。以下同じ。))の地位を承継した者の氏名又は名称及び住所
- 二 認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者の地位を承継された者の氏名又は名称及び住所
- 三 承継に係る農林物資の種類
- 四 承継に係る工場、事業所又はほ場の名称及び所在地
- 五 承継の年月日
- 3 農林水産大臣は、法第十九条の五第四項において準用する法第十五条の三(法第十五条の六第二項において準用する場合を含む。))の届出があつたときは、次に掲げる事項を官報に公示しなければならない。
 - 一 事業を廃止した認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者の氏名又は名称及び住所
 - 二 廃止した事業に係る農林物資の種類
 - 三 廃止した事業に係る工場、事業所又はほ場の名称及び所在地
 - 四 廃止の年月日
- 4 農林水産大臣は、法第十九条の六の四第二項において準用する法第十七条の七の規定により報告を受けたときは、次に掲げる事項を官報に公示しなければならない。
 - 一 認定に係る外国製造業者、外国生産行程管理者又は外国小分け業者の氏名又は名称及び住所
 - 二 認定に係る農林物資の種類
 - 三 認定に係る工場、事業所又は生産及び格付を行う場所
 - 四 認定の年月日

(農林物資についての日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国)

第七十八条 法第十九条の六の二第一項の農林水産省令で定める国は、別表の上欄に掲げる農林物資について、それぞれ同表の下欄に掲げる国とする。

- 一 認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者が第十八条第一項若しくは第三項、第十九条（第十九条の五第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条の四の規定に違反したとき。
 - 二 認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者が第十九条の五第二項において準用する第十五条第四項又は第五項の規定に違反したとき。
 - 三 認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者が第十九条の五第三項において準用する第十五条第六項の技術的基準に適合しなくなつたとき。
 - 四 認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者が第十九条の五第四項において準用する第十五条の二第四項又は第十五条の三の規定による届出をしなかつたとき。
 - 五 認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者が第十九条の五第四項において準用する第十九条の二の規定による請求に応じなかつたとき。
 - 六 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者に対しその格付（格付の表示を含む。以下この項において同じ。）に關し必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
 - 七 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所において格付の状況又は本邦に輸出される農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。
 - 八 認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者が不正な手段により第十九条の三又は第十九条の三の二の認定を受けたとき。
 - 九 認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者が次項の規定による費用の負担をしないとき。
- 2 前項第七号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は当該検査を受ける認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者の負担とする。

（認定外国製造業者等の工場等における検査に要する費用の負担）

第二十條 法第十九条の六第二項の政令で定める費用は、同条第一項第七号の検査のため農林水産省又はセンターの職員が当該検査に係る工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、その出張する職員を二人とし、これらの職員が一般職の職員の給与に關する法

（認定外国製造業者等の工場等における検査に係る旅費の額の計算の細目）

第七十九條 第七十四條の規定は、令第二十條の旅費の額の計算について準用する。この場合において、第七十四條第一号及び第三号中「認定の審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。

- 3 農林水産大臣は、第一項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。
- 4 第十五条の五第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

第六節 登録外国格付機関

(登録外国格付機関の登録)

第十九条の六の二 登録外国格付機関の登録を受けようとする者(外国(農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国として農林水産省令で定めるものに限る。第十九条の六の四第一項において同じ。))にある事業所により第十九条の二の二の規定による格付を行うおとする者に限る。は、農林水産省令で定める手続に従い、農林物資の種類ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

律第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が六級である者であるものとして、旅費法の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に必要な細目は、農林水産省令で定める。

(登録外国格付機関の登録手数料)

第二十一条 法第十九条の六の二第二項の政令で定める額は、農林物資の各種類について、三万九千九百円に、職員二人が同項の登録の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するとした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合には、第十七条後段の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、法第十九条の六の二第一項の登録の申請に際し、同項の農林水産省令で定める国の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものにより発行され、かつ、当該登録を受けようとする者が当該申請に係る農林物資について当該国の格付の制度に基づいて格付を行う者である旨を記載した証明書又はその写しが添付されている場合には、当該登録を受けようとする者が納めなければならない手数料の額は、農林物資の各種類について、五万五千九百円とする。

3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、遅滞なく、当該指定に係る国の政府機関に準ずるものの名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

(登録外国格付機関の登録の有効期間)

第二十二条 法第十九条の六の二第二項において準用する法第十七条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(登録外国格付機関の登録更新手数料)

第二十三条 法第十九条の六の二第二項において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の政令で定める額は、農林物資の各種類について、三万六千六百円に、職員二人が法第十九条の六の二第二項において準用する法第十七条第一項の登録の更新の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するとした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる

(登録外国格付機関の登録に係る準用)

第八十条 第四十六条の規定は令第二十一条第三項(令第二十三条第二項において準用する場合を含む。))の農林水産省令で定める事項について、第四十八条の規定は法第十九条の六の二第二項の申請について、第四十九条の規定は法第十九条の六の二第二項において準用する法第十六条第二項の登録について、第五十条の規定は法第十九条の六の二第二項において準用する法第十六条第二項第一号に規定する基準について、第五十一条の規定は法第十九条の六の二第二項において準用する法第十六条第二項第三号の農林水産省令で定める構成員について、第七十四条の規定は令第二十一条第一項において準用する令第十七条後段の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第四十六条第二号中「指定農林物資」とあるのは、「農林物資」と、第四十八条第一項第五号及び第六号中「第十六条第二項第一号」とあるのは、「第十九条の六の二第二項において準用する法第十六条第二項第一号」と、同項第七号中「第十六条第三項各号」とあるのは、「第十九条の六の二第二項において準用する法第十六条第三項各号」と、第七十四条第一号中「認定」とあるのは、「登録」と、同条第三号中「認定」とあるのは、「登録」と、「三日」とあるのは、「一日」と読み替えるものとする。

(登録外国格付機関の登録の更新に係る準用)

第八十一条 第四十八条の規定は法第十九条の六の二第二項において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の申請について、第四十九条の規定は法第十九条の六の二第二項において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第二項の登録について、第五十条の規定は法第十九条の六の二第二項において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第二項第一号に規定する基準について、第五十一条の規定は法第十九条の六の二第二項において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第二項第三号の農林水産省令で定める構成員について、第七十四条の規定は令第二十三条第一項において準用する令第十七条後段の規定による旅費

旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合には、第十七条後段の規定を準用する。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、前項の登録更新手数料の額の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第二十三条第一項」と、「法第十九条の六の二第二項」とあるのは、「法第十九条の六の二第二項において準用する法第十七条第一項」と、「同項」とあるのは、「法第十九条の六の二第二項」と、「五万五千九百円」とあるのは、「四万三千二百円」と、同条第三項中「前項」とあるのは、「第二十三条第二項において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。

の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第四十八条第一項第五号及び第六号中「第十六条第二項第一号」とあるのは「第十九条の六の二第二項において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第二項第一号」と、同項第七号中「第十六条第三項各号」とあるのは「第十九条の六の二第二項において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第三項各号」と、第七十四条第一号中「認定」とあるのは「登録の更新」と、同条第三号中「認定」とあるのは「登録の更新」と、「三日」とあるのは「一日」と読み替えるものとする。

(登録外国格付機関の格付業務規程の記載事項)
第八十二条 第五十三条の規定は、法第十九条の六の二第二項において準用する法第十七条の二第二項の格付業務規程で定めるべき事項について準用する。

(登録外国格付機関の帳簿)
第八十三条 第五十四条の規定は、法第十九条の六の二第二項において準用する法第十七条の三の規定による帳簿の記載について準用する。

(登録外国格付機関の登録の取消し等)

第十九条の六の三 農林水産大臣は、登録外国格付機関が前条第二項において準用する第十六条第三項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならぬ。

2 農林水産大臣は、登録外国格付機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて日本農林規格によつて行う格付の停止を請求することができる。

一 前条第二項において準用する第十六条第二項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 前条第二項において準用する第十七条の二第二項の認可を受けた格付業務規程によらないで日本農林規格による格付を行つたとき。

三 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、登録外国格付機関に対しその格付に関する業務に関し必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に登録外国格付機関の事務所、事業所又は倉庫において格付に関する業務の状況又は帳簿、書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検

査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

五 不正な手段により前条第二項において準用する第十六条第二項の登録を受けたとき。

六 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく請求に応じなかつたとき。

七 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録外国格付機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る農林物資の格付に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその格付に関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4 第二項第四号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける登録外国格付機関の負担とする。

5 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

6 第十五条の五第二項の規定は、第一項から第三項までの規定による登録の取消しに係る聴聞について準用する。

第七節 登録外国認定機関

第十九条の六の四 登録外国認定機関の登録を受けようとする者（外国にある事業所により第十九条の三又は第十九条の三の二の認定（以下この節において単に「認定」という。）を行おうとする者に限る。）は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

（登録外国格付機関の事務所等における検査に要する費用の負担）
第二十四条 法第十九条の六の三第四項の政令で定める費用は、同条第二項第四号の検査のため職員が当該検査に係る事務所、事業所又は倉庫の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合には、第二十条後段の規定を準用する。

（登録外国認定機関の登録手数料）
第二十五条 法第十九条の六の四第一項の政令で定める額は、同項の農林水産省令で定める各区分について、五万二千二百円に、職員二人が同項の登録の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するとした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合には、第十七条後段の規定を準用する。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、前項の登録手数料の額の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、第二十五条第一項」と、法第十九条の六の二第二項」とあるのは、法第十九条の六の四第一項」と、「同項」とあるのは、法第十九条の六の二第二項」と、「格付を行う者」とあるのは、格付の表示を付する者の認定を行う者」と、「農林物資の各種類」とあるのは、法第十九条の六の四第一項の農林水産省令で定める各区分」と、「五万五千九百円」とあるのは「六万五百円」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十五条第二項において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。

（登録外国格付機関の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目）
第八十四条 第七十四条の規定は、令第二十四条において準用する令第二十条後段の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、第七十四条第一号及び第三号中「認定の審査」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。

（登録外国認定機関の登録に係る準用）
第八十五条 第四十六条の規定は令第二十五条第二項において準用する令第二十一条第三項の農林水産省令で定める事項について、第五十条の規定は法第十九条の六の四第二項において準用する法第十六条第二項第一号に規定する基準について、第五十一条の規定は法第十九条の六の四第二項において準用する法第十六条第二項第三号の農林水産省令で定める構成員について、第五十五条の規定は法第十九条の六の四第一項の登録について、第五十六条の規定は法第十九条の六の四第一項の農林水産省令で定める区分について、第五十七条の規定は法第十九条の六の四第二項において準用する法第十六条第二項の登録について、第七十四条の規定は令第二十五条第一項において準用する令第十七条後段の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第四十六条第二号中「指定農林物資の種類」とあるのは「第五十六条各号に掲げる農林物資の区分」と、第五十五条第一項第五号中「第十七条の六第二項において読み替えて準用する法第十六条第二項第一号」とあるのは「第十九条の六の四第二項において読み替えて準用する法第十六条第二項第一号」と、同条第七号中「第十七条の六第二項において読み替えて準用する法第十六条第三項各号」と

2
第十四条の二第一項、第十六条第二項から第七項まで、第十七条から第十七条の三まで、第十七条の七及び前条の規定は、登録外国認定機関について準用する。この場合において、第十四条の二第一項中「農林水産省令で定める」とあるのは、「登録に係る」と、第十六条第二項第一号中「農林物資の格付のために使用する機械器具その他の設備並びにその格付に従事する者の資格及び人員が、これらの事項について」とあるのは「認定の業務に従事する者の資格及び人員並びに認定の業務の管理に関する事項が」と、同条第三項第二号及び第三号中「第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第一項から第三項まで」とあるのは「第十七条の六の三第一項から第三項まで」と、同条第六項中「第四項第二号若しくは第四号」とあるのは「第十九条の六の四第二項において準用する第十六条第四項第二号から第四号まで」と、第十七条の二第三項中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(登録外国認定機関の登録の有効期間)
第二十六条 法第十九条の六の四第二項において準用する法第十七条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(登録外国認定機関の登録更新手数料)
第二十七条 法第十九条の六の四第二項において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の政令で定める額は、法第十九条の六の四第一項の農林水産省令で定める各区分について、三万七千二百円に、職員二人が同条第二項において準用する法第十七条第一項の登録の更新の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するとした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合には、第十七条後段の規定を準用する。
2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、前項の登録更新手数料の額の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条第一項」と、法第十九条の六の二第一項とあるのは「法第十九条の六の四第二項において準用する法第十七条第一項」と、同項とあるのは「法第十九条の六の二第一項」と、「格付を行う者」とあるのは「格付の表示を付する者の認定を行う者」と、「農林物資の各種類」とあるのは「法第十九条の六の四第一項の農林水産省令で定める各区分」と、「五万五千九百円」とあるのは「四万五千五百円」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十七条第二項において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。

とあるのは「第十九条の六の四第二項において読み替えて準用する法第十六条第三項各号」と、第七十四条第一号中「認定」とあるのは「登録」と、同条第三号中「認定」とあるのは「登録」と、「三日」とあるのは「一日」と読み替えるものとする。

(登録外国認定機関の登録の更新に係る準用)

第八十六条 第四十六条の規定は令第二十七条第二項において準用する令第二十一条第三項の農林水産省令で定める事項について、第五十条の規定は法第十九条の六の四第二項において準用する法第十七条第二項の規定において準用する法第十六条第二項第一号に規定する基準について、第五十一条の規定は法第十九条の六の四第二項において準用する法第十七条第二項の規定において準用する法第十六条第二項第三号の農林水産省令で定める構成員について、第五十五条の規定は法第十九条の六の四第二項において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の規定による登録の更新の申請について、第五十七条の規定は法第十九条の六の四第二項において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第二項の登録の更新について、第七十四条の規定は令第二十七条第一項において準用する令第十七条後段の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第四十六条第二号中「指定農林物資の種類」とあるのは「第五十六条各号に掲げる農林物資の区分」と、第五十五条第一項第五号中「第十七条の六第二項において読み替えて準用する法第十六条第二項第一号」とあるのは「第十九条の六の四第二項において準用する法第十七条第二項において読み替えて準用する法第十六条第二項第一号」と、同項第七号中「第十七条の六第二項において読み替えて準用する法第十六条第三項各号」とあるのは「第十九条の六の四第二項において準用する法第十七条第二項において読み替えて準用する法第十六条第三項各号」と、第七十四条第一号中「認定」とあるのは「登録の更新」と、同条第三号中「認定」とあるのは「登録の更新」と、「三日」とあるのは「一日」と読み替えるものとする。

(登録外国認定機関の認定業務規程の記載事項)

第八十七条 第六十条の規定は、法第十九条の六の四第二項において準用する法第十七条の二第二項の格付業務規程で定めるべき事項について準用する。

(登録外国認定機関の帳簿)

第八十八条 第六十一条の規定は、法第十九条の六の四第二項において準用する法第十七条の三の規定による帳簿の記載について準用する。

(認定の報告)

第八十九条 第六十二条の規定は、法第十九条の六の四第二項において

第 八 節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等

（格付の表示の付してある農林物資の輸入）

- 第十九条の七 農林物資の輸入業者は、格付の表示又はこれと紛らわしい表示の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。以下この条において同じ。）でその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。
- 一 当該表示が登録外国格付機関によりその登録に係る農林物資に付されたものである場合
 - 二 当該表示が認定外国製造業者によりその認定に係る農林物資に付されたものである場合
 - 三 当該表示が認定外国生産行程管理者によりその認定に係る農林物資に付されたものである場合
 - 四 当該表示が認定外国小分け業者によりその認定に係る農林物資に付されたものである場合

（格付の表示の除去等）

第十九条の七の二 農林物資の生産業者又は販売業者は、その所有する農林物資（第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が制定されている農林物資であつて農林水産省令で定めるものに限る。）であつて格付の表示の付してあるもの（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）に当該日本農林規格に適合しないことが確実となる事由として農林水産省令で定める事由が生じたときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。

（登録外国認定機関の事務所等における検査に要する費用の負担）

第二十八条 第二十四条の規定は、法第十九条の六の四第二項において準用する法第十九条の六の三第四項の政令で定める費用に準用する。この場合において、第二十四条中「同条第二項第四号」とあるのは、「法第十九条の六の四第二項において準用する法第十九条の六の三第二項第四号」と読み替えるものとする。

準用する法第十七条の七の規定による報告について準用する。

（登録外国認定機関の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目）

第九十条 第七十四条の規定は、令第二十八条において準用する令第二十四条において準用する令第二十条後段の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、第七十四条第一号及び第三号中「認定の審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。

（格付の表示の除去等を行う農林物資）

第九十一条 法第十九条の七の二の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。

有機農産物	有機農産物
有機農産物加工食品	一 農林水産大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。
	一 農林水産大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。

第五章 品質表示等の適正化

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第十九条の八 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品(生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)の品質に関する表示について、農林水産省令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。

一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者又は販売業者が遵守すべき事項

2 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めることができる。

3 農林水産大臣は、飲食料品以外の農林物資(生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要であると認められるもののうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、その指定のあつた後速やかに、その品質に関する表示について、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。

4 農林水産大臣は、前三項の規定により品質に関する表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

5 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

6 第七条第二項並びに第十三条第一項、第四項及び第五項の規定は第一項から第三項までの場合について、同条第二項が

混入すること。
二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。

(飲食料品の区分)

第九十二条 法第十九条の八第一項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 製造又は加工された飲食料品
- 二 前号に掲げる飲食料品以外の飲食料品

ら第五項までの規定は第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準について準用する。この場合において、第十三条第四項中「その改正について審議会の審議に付さなければ」とあるのは、「その改正をしなければ」と読み替えるものとする。

(表示に関する指示等)

第十九条の九 農林水産大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、前条第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

3 農林水産大臣は、前二項の指示を受けた者が、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定農林物資に係る名称の表示)

第十九条の十 何人も、第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められている農林物資であつて、当該日本農林規格において定める名称が当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの(以下「指定農林物資」という。)については、当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に当該日本農林規格による格付の表示が付されていない場合には、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定

(名称の表示の適正化を図ることが必要な農林物資)

第二十九条 法第十九条の十第一項の政令で指定する農林物資は、次に掲げる農林物資とする。

一 当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前(多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前)から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材(使用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定めるものを除く。以下この号において「化学農薬等」という。)を使用しないほ場(当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。)において収穫された農産物(農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。)

農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 農林物資の輸入業者は、指定農林物資に係る日本農林規格による格付の表示が当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されておらず、かつ、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示が付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）でその輸入に係るものを販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳列してはならない。

（名称の表示の除去命令等）

第十九条の十一 農林水産大臣は、前条の規定に違反した者に対し、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止することができる。

第六章 雑則

（報告及び立入検査）

第二十条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、都道府県、センター、登録格付機関若しくは登録認定機関に対し、格付若しくは認定に関する業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録格付機関若しくは登録認定機関の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定製造業者若しくは認定生産行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、第十九条の八第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者若しくは販売業者若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者に対し、その格付（格付の表示を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

二 専ら前号に掲げる農産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食品（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

（法律第二十条第一項又は第二項の規定により立入検査をする職員の

- 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(センターによる立入検査)

第二十條の二 農林水産大臣は、前条第二項の場合において必要があるとき、センターに、同項に規定する者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、格付、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況又は農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 センターは、前項の指示に従つて第一項に規定する立入検査を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査については、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

身分を示す証明書)
第九十三條 法第二十條第三項の証明書は、別記様式第三号による。

(センターの行う立入検査の結果等の報告)

第九十三條の二 法第二十條の二第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 立入検査を行つた認定製造業者若しくは認定生産行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、法律第十九條の八第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者若しくは販売業者又は指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者の氏名又は名称及び住所

二 立入検査を行つた年月日

三 立入検査を行つた場所

四 立入検査に係る農林物資の種類

五 立入検査の結果

六 その他参考となるべき事項

(法第二十條の二第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書)

第九十三條の三 法第二十條の二第四項において準用する法第二十條第三項の証明書は、別記様式第四号による。

(センターに対する命令)
第二十條の三 農林水産大臣は、前条第一項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(農林水産大臣に対する申出)

第二十一條 何人も、次に掲げる場合には、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

一 格付の表示を付された農林物資が日本農林規格に適合しないと認めるとき。

二 農林物資の品質に関する表示又は指定農林物資に係る名称の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき。

2 農林水産大臣は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第十九條の二(第十九條の五第四項において準用する場合を含む。)及び第十九條の八から第十九條の十一までに規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(登録認定機関の処分等についての審査請求)

第二十一條の二 この法律の規定による登録認定機関の処分又は不作為について不服がある者は、農林水産大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(食品衛生法等の適用)

第二十二條 この法律の規定は、食品衛生法(昭和二十二年法律第百三十三号)又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の適用を排除するものと解してはならない。

(都道府県が処理する事務等)

(農林水産大臣に対する申出の手続)
第九十四條 法第二十一條第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書(正副三通)をもつてしなければならない。

一 申出人の氏名又は名称及び住所

二 申出に係る農林物資の種類

三 申出の理由

四 申出に係る農林物資の製造業者、生産行程管理者、販売業者、小分け業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所

五 申出に係る農林物資に法第十四條第一項又は法第十九條の二の二の規定により格付の表示が付されているときは、その格付の表示を付した都道府県、センター、登録格付機関又は登録外国格付機関の名称

六 申出に係る農林物資の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称

(都道府県が処理する事務)

第二十三条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

第三十条 第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる農林水産大臣の権限に属する事務でその格付を行う区域が一の都道府県の区域を超えない登録格付機関に関するものは当該都道府県の知事が、第七号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務でその主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者又は販売業者に関するものは当該都道府県の知事が、第八号及び第十号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で製造業者又は販売業者に関するものは当該製造業者又は販売業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が、第九号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で製造業者又は販売業者に関するものは当該製造業者又は販売業者の事務所、事業所、倉庫、工場、店舗その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、第八号から第十号までに掲げる農林水産大臣の権限に属する事務（第八号及び第九号に掲げるものにあつては、法第十九条の九の規定の施行に関し必要と認められる場合に限り。）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十四条第三項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務

二 法第十六条に規定する農林水産大臣の権限に属する事務（同条第二項第一号に規定するものを除く。）

三 法第十七条に規定する農林水産大臣の権限に属する事務（同条第二項において準用する法第十六条第二項第一号に規定するものを除く。）

四 法第十七条の二第一項及び第三項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務

五 法第十七条の四に規定する農林水産大臣の権限に属する事務

六 法第十九条の二に規定する農林水産大臣の権限に属する事務

七 法第十九条の九第一項及び第二項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務

八 法第二十条に規定する報告の徴収に関する農林水産大臣の権限に属する事務

九 法第二十条に規定する立入検査に関する農林水産大臣の権限に属する事務

十 法第二十一条第一項に規定する申出の受理及び同条第二項に規定する調査に関する農林水産大臣の権限に属する事務（指定農林物資に係るものを除く。）

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定

として都道府県知事に適用があるものとする。この場合において、法第十六条第一項（法第十七条第二項において準用する場合を含む。）中「農林物資の種類」とに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して」とあるのは、「農林物資の種類」とに」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第七号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第八号又は第九号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で製造業者又は販売業者に関するもの（その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者又は販売業者に関するものを除く。）を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

5 農林水産大臣は、法第二十一条第二項に規定する調査を行った場合において、都道府県知事が同項に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第十号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務のうち法第二十一条第二項に規定する調査を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

（権限の委任）

第三十一条 第一号に掲げる農林水産大臣の権限でその主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにある製造業者又は販売業者（その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるものを除く。）に関するものは当該地方農政局長に、第二号に掲げる農林水産大臣の権限（法第十九条の九第一項及び第二項の規定の施行に関し必要と認められる場合に限る。）で製造業者又は販売業者に関するものは当該製造業者又は販売業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に、第三号に掲げる農林水産大臣の権限（同条第一項及び第二項の規定の施行に関し必要と認められる場合に限る。）で製造業者又は販売業者に関

（都道府県知事の行う指示の内容等の報告）

第九十五条 令第三十条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 指示をした製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所

二 指示をした年月日

三 指示に係る農林物資の種類

四 指示の内容

五 その他参考となるべき事項

2 令第三十条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 報告を求め、又は立入検査を行った製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所

二 報告を求め、又は立入検査を行った年月日

三 報告の徴収又は立入検査に係る農林物資の種類

四 報告の徴収又は立入検査の結果

五 その他参考となるべき事項

3 令第三十条第六項の規定による報告は、遅滞なく、調査の方法及び結果を記載した書面並びに前条の規定による文書の副本一通を提出しなければならない。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

第七章 罰則

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条の規定に違反した者
- 二 第十五条第四項又は第五項の規定に違反した者
- 三 第十八条第一項又は第三項の規定に違反した者
- 四 第十九条の規定に違反した者
- 五 本邦において第十九条の五第二項において準用する第十五条第四項又は第五項の規定に違反した認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者
- 六 第十九条の七の規定に違反した者
- 七 第十九条の七の二の規定に違反した者
- 八 第十九条の九第三項の規定による命令に違反した者

第二十四条の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録格付機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の規定に違反したとき。
- 二 第十八条第二項の規定に違反したとき。

第二十四条の二の二 第十七条の八第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

するものは当該製造業者又は販売業者の事務所、事業所、倉庫、工場、店舗その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する地方農政局長に、第四号に掲げる農林水産大臣の権限で製造業者又は販売業者に関するものは当該製造業者又は販売業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第十九条の九第一項及び第二項に規定する農林水産大臣の権限

二 法第二十条に規定する報告の徴収に関する農林水産大臣の権限

三 法第二十条に規定する立入検査に関する農林水産大臣の権限

四 法第二十一条第一項に規定する申出の受理及び同条第二項に規定する調査に関する農林水産大臣の権限（指定農林物資に係るものを除く。）

第二十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の五第一項又は第十七条の九第一項の規定に違反した者

二 第十九条の二の規定による格付の表示の除去又は抹消の命令に違反した者

三 第十九条の十一の規定による処分に違反した者

四 第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは第二十条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十四条の四 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録格付機関又は登録認定機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第六項（第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十七条の五第二項又は第十七条の九第二項の規定に違反したとき。

三 第十七条の三（第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十五条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十四条（第八号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第二十四条（第八号に係る部分を除く。） 第二十四条の

二又は前二条 各本条の罰金刑

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又

は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十六条 第二十條の三の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第二十七条 第十五條の二第四項又は第十五條の三（これらの規定を第十五條の六第二項又は第十五條の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

は、農林物資につき日本農林規格により格付を行ったときは、毎月二十日までその前月の格付実績を農林水産大臣に報告しなければならない。

2 認定製造業者、認定生産行程管理者（法第十五條の二第一項の認定生産行程管理者をいう。）、認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者は、その認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行ったときは、毎年六月末日までにその前年度の格付実績を当該認定をした農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関に報告しなければならない。

3 認定小分け業者（法第十五條の六第二項の認定小分け業者をいう。）、認定輸入業者（法第十五條の七第四項の認定輸入業者をいう。）、又は認定外国小分け業者は、その認定に係る農林物資について格付の表示を付したときは、毎年六月末日までにその前年度の格付の表示の実績を当該認定をした農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関に報告しなければならない。

4 前二項の報告を受けた登録認定機関又は登録外国認定機関は、その報告を農林物資の種類ごとに取りまとめ、毎年九月末日までに農林水産大臣に報告しなければならない。

別表（第七十八條関係）

農 林 物 資	国 名
製材（広葉樹製材を除く。）	アメリカ合衆国 オーストラリア カ ナダ ノルウェー
広葉樹製材	オーストラリア カナダ ノルウェー
合板	アメリカ合衆国 オーストラリア カ ナダ インドネシア
集成材	アメリカ合衆国 オーストラリア カ ナダ ノルウェー インドネシア
フローリング	アメリカ合衆国 カナダ インドネシ ア
単板積層材	アメリカ合衆国 オーストラリア カ ナダ インドネシア
構造用パネル	アメリカ合衆国 カナダ

有機農産物・有機農産物加工食品	枠組壁工法構造用たて継ぎ材
アメリカ合衆国 カナダ	アイルランド オーストラリア オーストリア 英国 ギリシャ ドイツ デンマーク フィンランド フランス ベルギー ポルトガル ルクセンブルク